

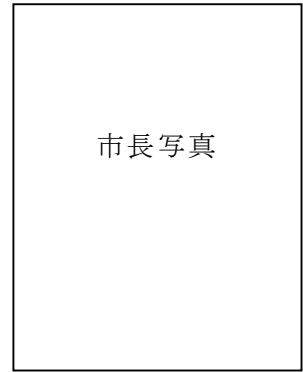
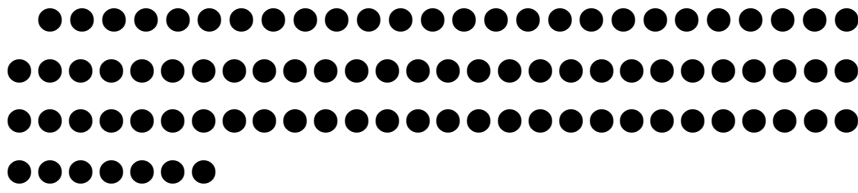


市民が創る めくもりと活力あふれるまち・生駒

生駒市総合計画

後期基本計画

はじめに



目次

■序章 基本計画の見直しにあたって	2
1 見直しの目的	2
2 見直しの範囲・期間	2
3 見直しの基本方針	3
4 見直しの背景	4
(1) 社会情勢の変化への対応.....	4
①雇用・経済情勢や震災などの影響.....	4
②将来人口推計の変化による影響.....	4
(2) 前期基本計画の進捗状況の検証.....	4
①目指す姿の進捗度・指標の達成度.....	4
②市民満足度調査の結果.....	5
③総合計画審議会での検証結果の反映.....	5
5 見直しの基礎条件	6
(1) 将来推計人口と世帯数の推移.....	6
(2) 財政の見通し.....	8
①一般財源の収支.....	8
②経常的な歳入.....	9
③経常的な歳出.....	10
④経常収支比率.....	10
⑤実質公債費比率.....	11
⑥市債残高の推移.....	11
6 総合計画の役割と位置付け	12
(1) 策定の目的.....	12
(2) 計画の役割と位置付け.....	12
①基本構想.....	12
②基本計画.....	12
7 総合計画の構成と計画期間	13
(1) 総合計画の構成.....	13
(2) 計画期間.....	14
①基本構想.....	14
②基本計画.....	14
8 後期基本計画の構成と進行管理	15
(1) 基本計画の構成.....	15
(2) 基本計画のレイアウト.....	16
(3) 基本計画の進行管理方法の明確化と見直し.....	16
9 総合計画の体系	18
10 後期基本計画の見方	20

■本章	後期基本計画	23
1	市民が主役となつてつくる、参画と協働のまち	25
(1)	まちづくりにおける市民の参画と協働	26
①	市民協働	26
②	情報提供・情報公開	28
(2)	地域活動・市民活動の活性化	30
①	地域活動・市民活動	30
(3)	人権の尊重	32
①	人権	32
②	男女共同参画	34
③	多文化共生	36
(4)	健全で効率的な行財政運営の推進	38
①	行政経営	38
②	行政サービス	40
③	財政	42
④	職員・行政組織	44
2	子育てしやすく、だれもが成長できるまち	47
(1)	子育て支援の充実	48
①	母子保健	48
②	保育サービス	50
③	子育て支援	52
(2)	学校教育の充実	54
①	幼稚園教育	54
②	学校教育	56
③	特別支援教育	58
(3)	生涯学習の推進	60
①	生涯学習	60
②	青少年	62
(4)	文化・スポーツ活動の推進	64
①	文化活動	64
②	歴史・伝統文化	66
③	スポーツ・レクリエーション	68
3	環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち	71
(1)	適切な土地利用の推進	72
①	土地利用	72
②	住宅環境	74
③	拠点整備	76

(2) 交通ネットワークの整備	78
① 道路	78
② 公共交通	80
(3) 環境配慮社会の構築	82
① 3R (リデュース・リユース・リサイクル)	82
② 環境保全活動	84
(4) 生活環境の整備	86
① 生活排水対策	86
② 公害対策	88
③ 地域美化・環境衛生	90
④ 上水道	92
(5) 緑・水環境の保全と創出	94
① 自然的資源	94
② 公園・緑化	96
4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち	99
(1) 地域で助け合い、支え合う仕組みの整備	100
① 地域福祉活動	100
(2) 健康づくりの推進	102
① 健康づくり	102
(3) 医療サービスの充実	104
① 医療	104
(4) 高齢者の生活を支えるサービスの実施	106
① 高齢者保健福祉	106
② 社会保障	108
(5) 障がい者の生活を支えるサービスの実施	110
① 障がい者保健福祉	110
(6) 人にやさしい都市環境の整備	112
① バリアフリー	112
(7) 地域防災体制の充実	114
① 災害対策	114
② 自主防災	116
③ 消防	118
(8) 生活の安全の確保	120
① 交通安全	120
② 防犯・消費者保護	122
5 地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち	125
(1) 学研都市との連携	126
① 学研都市	126

(2) 農業の振興.....	128
① 農業.....	128
(3) 商業・工業の振興.....	130
① 企業立地.....	130
② 商工業.....	132
(4) 観光と多様な交流の促進.....	134
① 観光・交流.....	134

■ 巻末資料.....	137
1 総合計画後期基本計画策定体制図.....	138
2 総合計画後期基本計画策定経緯.....	139
3 生駒市総合計画審議会条例.....	142
4 生駒市総合計画審議会委員名簿.....	143
5 生駒市総合計画についての諮問.....	144
6 生駒市総合計画についての答申.....	145
7 生駒市総合計画基本構想の概要.....	147
8 関連データ.....	153

序 章

基本計画の見直しにあたって

序章 基本計画の見直しにあたって

1 見直しの目的

基本計画の見直しについて、基本構想の第2章「第5次生駒市総合計画の構成と期間」では、「今後の社会環境の変化に対応していくため、計画は5年間とし、中間見直しを行った上で後期計画を策定することとします。」としています。

また、見直し前の基本計画の小分野1-(4)-①「行政経営」では、行政の役割分担として、「市民ニーズに基づき、効率的な行政運営を行う」、「総合計画の適切な進行管理を図る」とあり、行政の今後5年間の主な取組として、「総合計画の進行管理について市民が参加できる仕組みを構築します。」、「市民や利用者のニーズに即した行政サービスを提供するため、定期的に満足度調査を実施します。」としています。平成22年度と平成24年度に実施しました市民満足度調査結果から前期基本計画の各指標の動向や目指す姿の実現状況を把握し、市民が参加する生駒市総合計画審議会（生駒市総合計画推進市民委員会・生駒市総合計画推進懇話会）において計画の進捗状況を検証、分析することで、計画の進行管理を行ってきました。

これらを踏まえ、平成26年度を見直し年次とする基本計画について、第5次総合計画の着実な推進を図るため、社会情勢等の変化や政策・施策成果の評価検証を踏まえた見直しを行いました。

2 見直しの範囲・期間

第5次総合計画は、まちづくりを行う指針として、まちづくりの基本理念や将来都市像、その実現に向けた施策の大綱を定めた「基本構想」と、基本構想で定めたまちづくりの理念と将来都市像を実現するため、市民・事業者・行政の役割分担や各分野で取り組むべき施策を体系的かつ具体的に示す「基本計画」で構成しています。

今回の見直しは、このうち基本計画について行うもので、見直し後の計画期間は、計画の実効性を高めるため、市長任期に合わせて平成26年度から平成29年度までの4年間とします。

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
基本構想 【10年】	基本構想									
基本計画 【5→4年】	前期基本計画					後期基本計画				

前期基本計画を見直し、
今回新たに策定する計画

3 見直しの基本方針

基本構想に掲げた将来都市像「市民が創る めくもりと活力あふれるまち・生駒」の実現に向けた取組の強化を基本計画見直しの基本方針とします。見直しに当たっては、前期基本計画をベースとして、計画の構成やレイアウト等の基本的なフレームワークは、前期基本計画のものを踏襲することとします。

このため、将来都市像の実現に向けた、戦略的アプローチを『持続可能なまちづくり（サステイナブル都市）への取組』と定め、社会、環境、経済の3つの側面（トリプルボトムライン）がバランスよく発展のとれたサステイナブル都市を目指して、平成29年度までの4年間で取り組む施策の重点化や事業の選定等に反映します。

<戦略的アプローチ>

持続可能なまちづくり（サステイナブル都市）への取組

中期財政計画の試算では、今後4年間は投資的経費等に充当できる一般財源は徐々に減少していくと見込んでいることから、限られた財源で効率的かつ効果的な行政運営を図るために「選択と集中」を明確にするとともに、基本計画の実効性をさらに高めるために、「基本構想」に掲げた25の施策の大綱のうち、「社会」「環境」「経済」のトリプルボトムライン強化の観点から次の●つを重点施策として設定しました。

<重点施策>

■社会

①・・・ ←

中分野から選択し、6つ程度を記載する予定

②・・・

■環境

③・・・

④・・・

■経済

⑤・・・

⑥・・・

重点施策の設定にあたっては、市民満足度調査における市民ニーズと、総合計画審議会での検証をもとに前期基本計画の進捗状況等を踏まえて、設定しています。

4 見直しの背景

(1) 社会情勢の変化への対応

①雇用・経済情勢や震災などの影響

我が国の景気や雇用環境は、昨年末の政権交代に伴い実施される総額約 20 兆円規模の「日本再生に向けた緊急経済対策」や、日本銀行による 2%のインフレ物価目標の導入や追加金融緩和の効果などから、これまでの円高状況から円安への転換、株価の上昇、今春卒業予定の大学生の就職内定率が前年に次ぎ 2 年連続で改善する見込みであるなど、好転の兆しが見えています。しかしながら、依然として長引く欧州債務危機問題への懸念や尖閣諸島の領有権をめぐる中国との関係悪化の継続による海外需要の減少、円安への転換による石油製品などの値上がりや企業の業績回復の給与所得への反映の遅れにより、個人消費への影響が懸念されること、来年度に実施される消費増税による個人負担の増加など、景気や雇用環境の改善を阻む要因もあり、依然として厳しい社会経済情勢にあります。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、未曾有の災害として依然として日本に大きな傷跡を残しており、近い将来、東南海地震の発生も予測されることなど、震災を始めとする自然災害に対する安全対策は各自治体の早急の課題となっています。

このように第 5 次総合計画策定時の社会情勢から大きな変化が見られ、本市にとっても影響が大きい事項については基本計画全体への影響を考慮しました。

このほか、各分野ごとに社会制度や社会情勢について変化がなかったかを分析し、必要に応じた見直しを行いました。

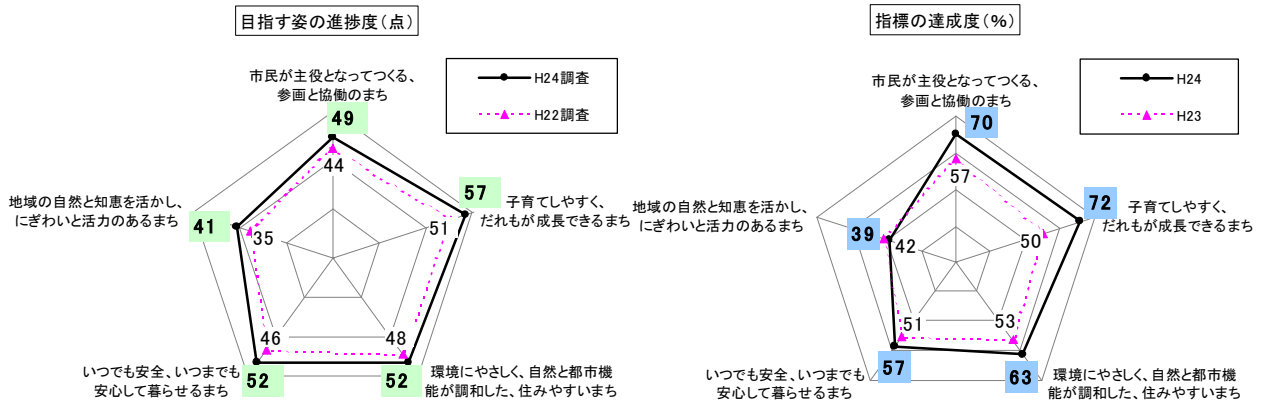
②将来人口推計の変化による影響

本市の人口は、第 5 次総合計画策定時に設定した目標年次である平成 30 年における概ね 121,000 人に既に平成 24 年の時点で到達し、その後も全国的に人口減少傾向にある中でも本市においては引き続き人口増加傾向にあることから、実績値の検証をもとに将来人口フレームを見直しました。見直しにあたっては、本市の立地環境や過去の人口移動傾向、今後の開発計画等を踏まえて、コーホート要因法により推計を行いました。

(2) 前期基本計画の進捗状況の検証

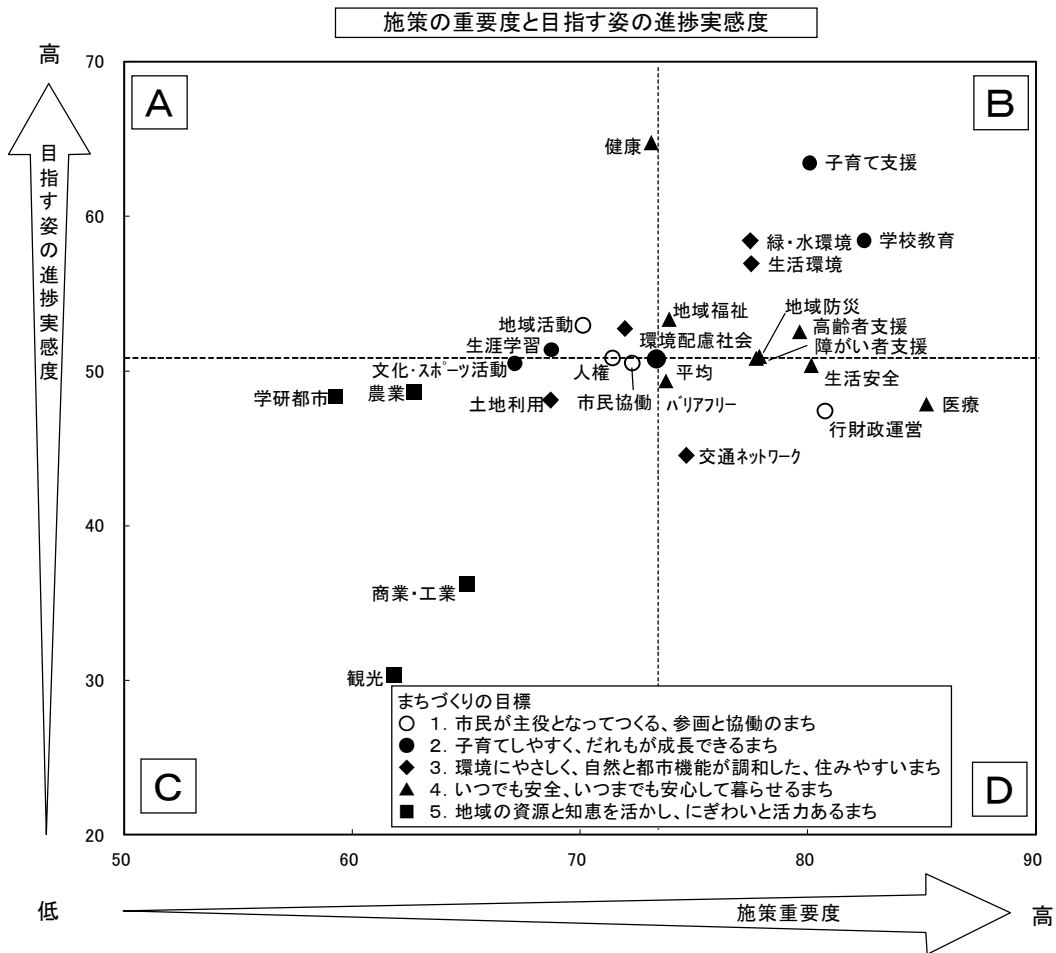
①目指す姿の進捗度・指標の達成度

各小分野ごとに設定している目指す姿の進捗度や指標の動向を把握し、施策の進捗状況、課題などを検証しました。

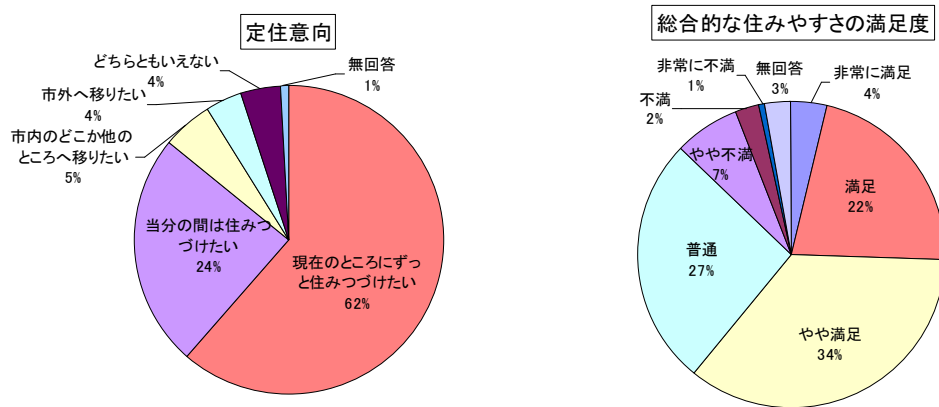


②市民満足度調査の結果

各分野の取組の成果や進捗状況について市民満足度調査を通じて得られた重要度や満足度、目指す姿の進捗度などの市民実感から分析し、各分野の進捗状況の評価及び政策・施策の今後の方向性を検討するための参考としました。

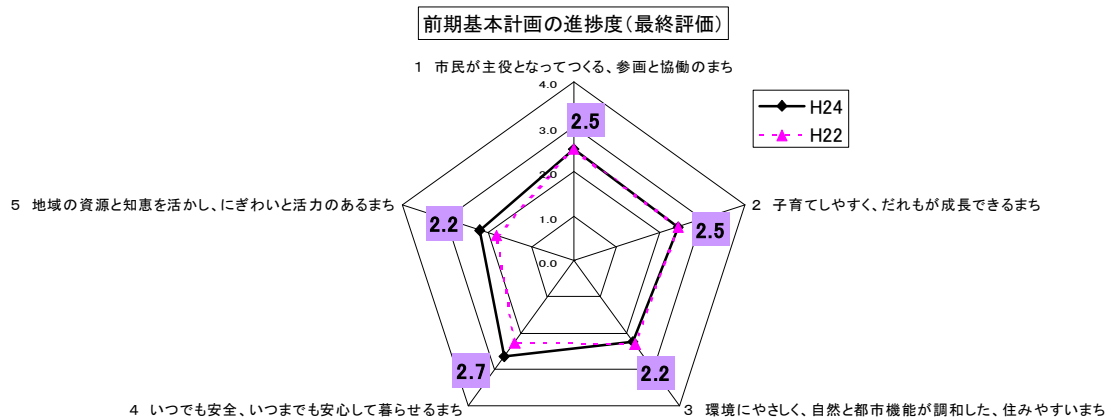


- <領域A>維持分野:進捗実感度は高く、重要度が低いため、今後場合によっては他の項目へ優先順位をシフトしていくことを検討する必要がある項目
- <領域B>重点維持分野:重要度も進捗実感度も高いため、継続して充実する必要がある項目
- <領域C>改善分野:進捗実感度が低いものの重要度も低いため、ほかの項目の優先順位を勘案しながら、進捗実感度を向上していくべき項目
- <領域D>重点改善分野:重要度が高いにも関わらず、進捗の実感度が低く、優先して充実が求められる項目



③ 総合計画審議会での検証結果の反映

政策・施策成果の評価検証に当たっては、これらの目指す姿の進捗度や指標等をもとに、総合計画審議会での総合的な評価を行ったうえで、施策の内容等の見直しに反映しました。また、指標の目指す値の見直しや指標そのもの見直しについては、検証結果を踏まえ必要に応じて見直しを行いました。



5 見直しの基礎条件

(1) 将来推計人口と世帯数の推移

生駒市は、平成24年10月1日現在で、市全体人口121,105人、47,766世帯となっており、いまだ増加傾向を示しています。人口減少時代の社会潮流の中で、継続して人口増加を続けており、今後5年間も大規模開発が予定され、大阪大都市圏のベッドタウンとしての発展が続いています。

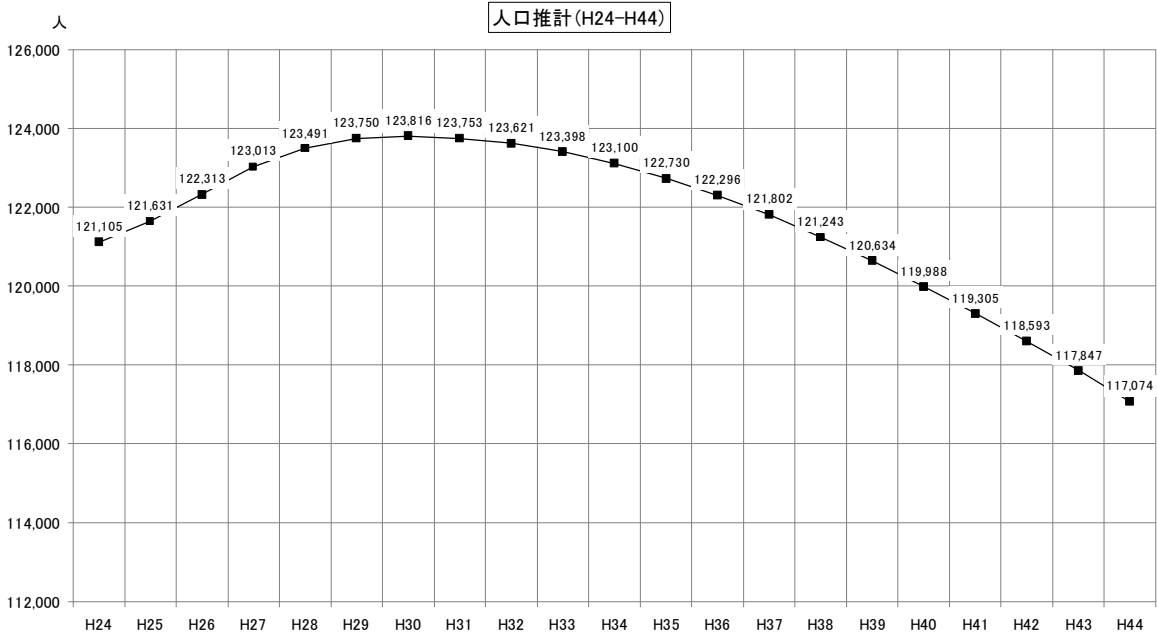
平成24年10月1日時点の人口をもとに人口フレームを見直したところ、平成30年には123,816人となり、見直し前の121,441人よりも約2,400人多くなっています。また、世帯数についても今後さらに核家族化や世帯分離の傾向が加速すると見込まれることから、平成30年には基本構想の設定数よりも約5,500世帯多い51,551世帯と予想しています。

また、年齢別人口構成においても、高齢人口比率は平成30年に26.9%とさらに増加し、年少人口比率は14.5%で増減はないものの、生産年齢人口比率は58.7%と基本構想

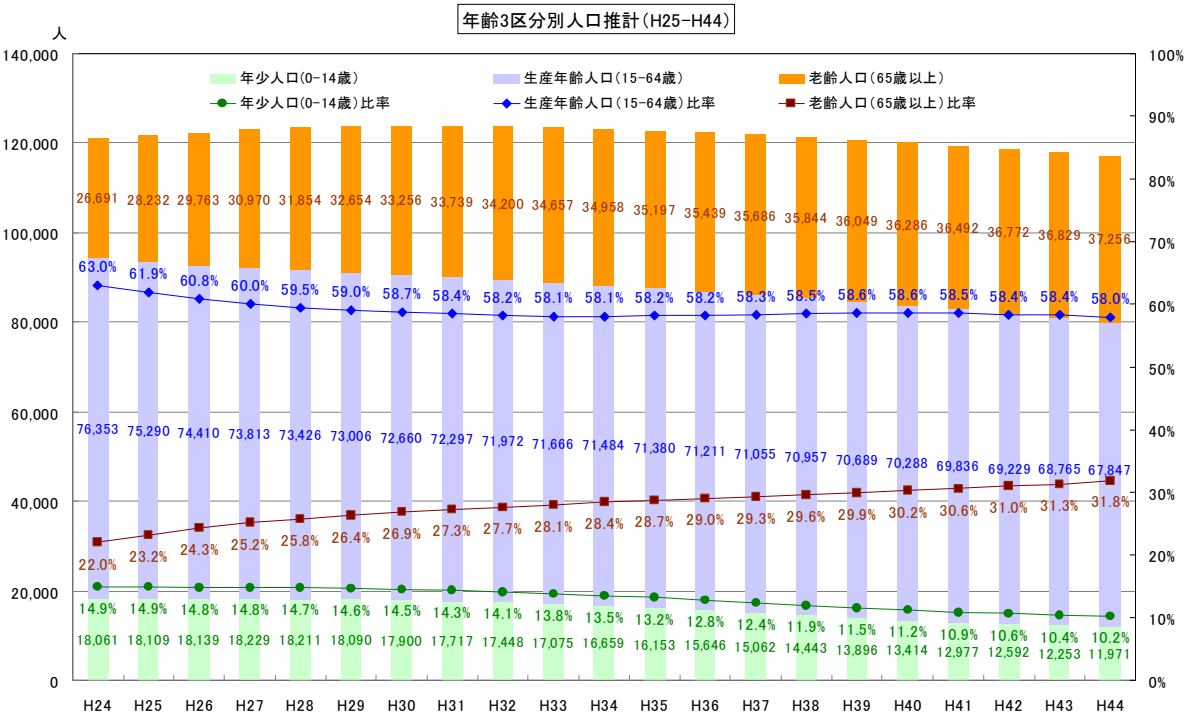
の設定値よりさらに減少するなど、高齢化がさらに進むことが予想されます。

この人口フレームと現総合計画の設定人口を比べると、計画の策定後約3年が経過した段階において、計画の設定人口と世帯数を実績値がすでに上回っており、今後の分野別行政計画におけるフレームの設定において支障をきたす恐れがありました。

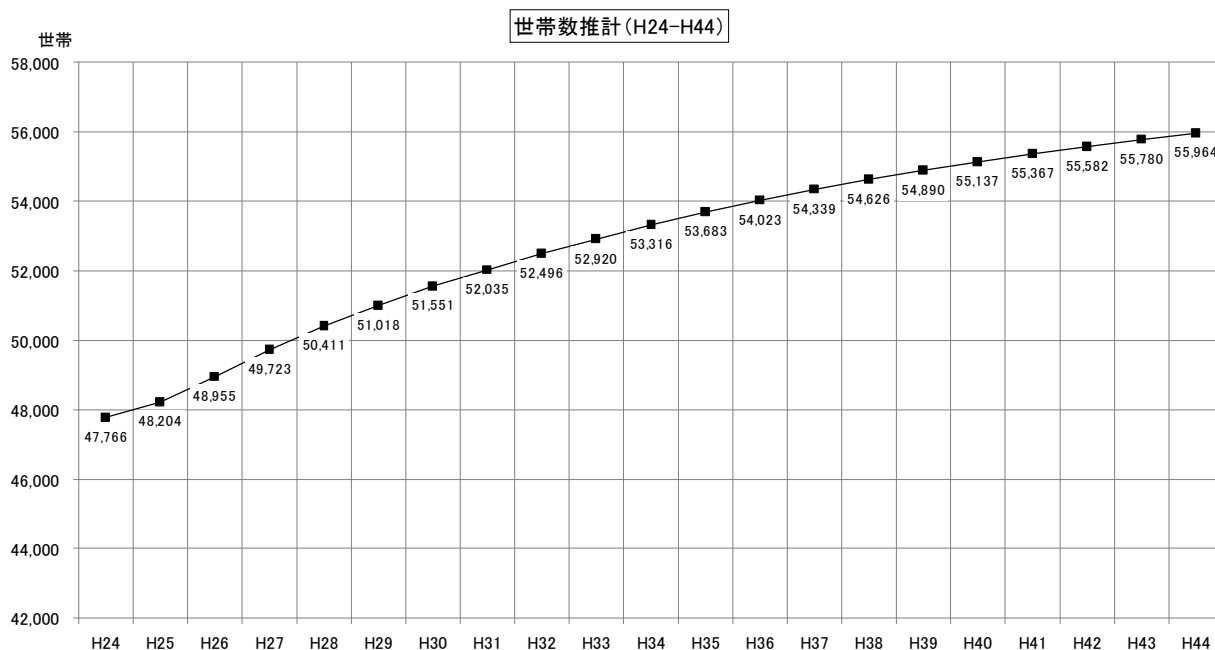
したがって、総合計画基本計画の見直しにおける将来人口（平成29年）の設定にあたっては、新たに設定した人口フレームを後期基本計画の推計人口の設定値（平成29年に123,750人）とし、基本計画を策定しました。



* H24は実績値。H25～H44は推計値。なお、H25の実績値は、121,331人。



* H24は実績値。H25～H44は推計値。なお、H25の実績値は、年少人口18,058人（14.9%）、生産年齢人口75,122人（61.9%）、高齢人口28,151人（23.2%）。



* H24 は実績値。H25～H44 は推計値。なお、H25 の実績値は、48,315 世帯。

(2) 財政の見通し

① 一般財源の収支

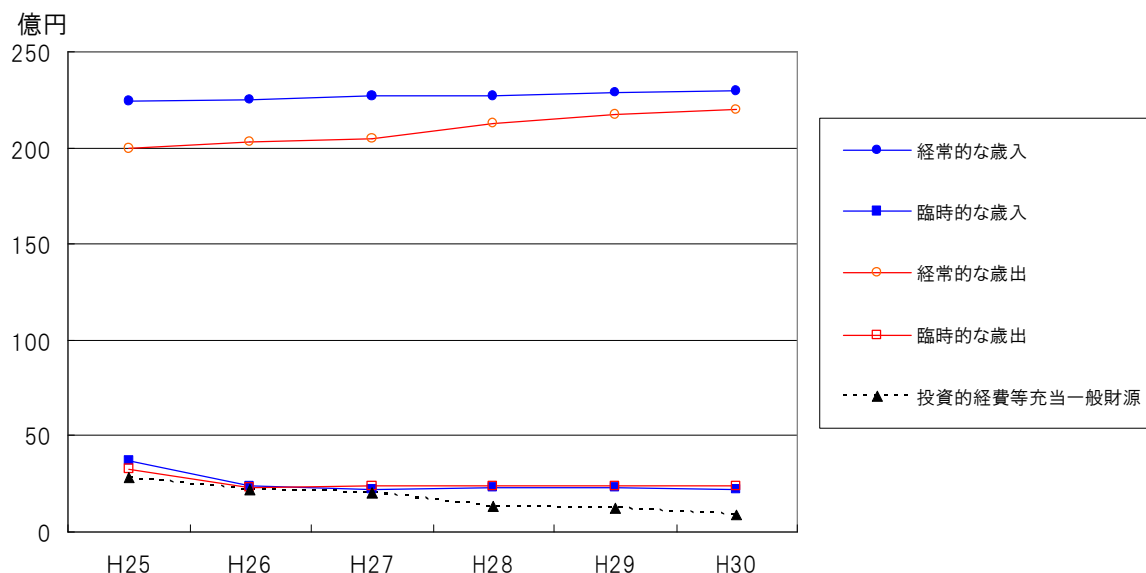
今後 5 ヶ年の財政状況の見通しを明らかにするため、中期財政計画を毎年度策定しています。平成 25 年度中期財政計画（平成 26 年度～平成 30 年度）の試算では、市税や地方譲与税等の一般財源は増加傾向にあるものの、経常的な歳出は歳入のそれを上回って増加する傾向にあり、投資的経費等に充当できる一般財源は、徐々に減少していくと見込んでいます。

一般財源収支及び投資的経費等充当一般財源の見込み

(単位:百万円)

	H 25(参考)	H 26	H 27	H28	H29	H30
歳入	26,106	24,834	24,872	24,977	25,215	25,260
経常的な歳入	22,445	22,460	22,671	22,722	22,949	23,036
臨時的な歳入	3,661	2,374	2,201	2,255	2,266	2,224
歳出	23,257	22,615	22,867	23,692	24,035	24,333
経常的な歳出	19,956	20,268	20,509	21,326	21,668	21,964
臨時的な歳出	3,301	2,347	2,358	2,366	2,367	2,369
投資的経費等に充当できる一般財源 (歳入－歳出)	2,849	2,219	2,005	1,285	1,180	927

* H25 は 11 月時点の計画額です。



②経常的な歳入

経常的な歳入のうち市税については、内閣府の試算（「中長期の経済財政に関する試算」（参考ケース）平成 25 年 8 月）を踏まえ、今後緩やかな経済成長に推移するとして試算した個人市民税や法人市民税の増収等により、市税全体としては増加傾向となっています。また、平成 26 年 4 月及び平成 27 年 10 月の消費税率の改定により地方消費税交付金が増加することから、経常的な歳入全体では増加傾向になると見込んでいます。

経常的な歳入

(単位:百万円)

	H 25(参考)	H 26	H 27	H28	H29	H30
市税	15,353	15,393	15,647	15,957	16,087	15,956
個人市民税	8,386	8,339	8,714	8,975	9,065	9,156
法人市民税	600	608	719	741	748	755
固定資産税	5,777	5,860	5,640	5,679	5,723	5,505
軽自動車税	102	104	106	108	111	113
市たばこ税	488	482	468	454	440	427
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0
地方譲与税等*	1,320	1,499	1,940	2,433	2,432	2,432
地方特例交付金	95	92	92	92	92	92
普通交付税	3,303	2,857	2,668	2,139	2,237	2,455
使用料・手数料	32	35	36	37	37	37
その他の収入	64	64	64	64	64	64
臨時財政対策債等	2,278	2,520	2,224	2,000	2,000	2,000
計	22,445	22,460	22,671	22,722	22,949	23,036
対前年度伸び率	-	100.1%	100.9%	100.2%	101.0%	100.4%

* 地方譲与税等には、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金を含んでいます。

* H25 は 11 月時点の計画額です。

③ 経常的な歳出

経常的な歳出のうち義務的経費については、行政改革大綱の推進により職員数の削減に伴って人件費が減少するものの、毎年度約 3%の社会保障費の伸びや新規保育園開園による保育事業の増加を勘案すると、人件費の減少分を上回る扶助費の増加が見込まれることから、義務的経費全体では増加すると見込んでいます。

また、その他の経費でも、病院事業会計への負担金が平成 28 年度から本格的に始まることから補助費等が増加するとともに、介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金も増加することから、経常的な歳出全体では増加傾向となります。

経常的な歳出

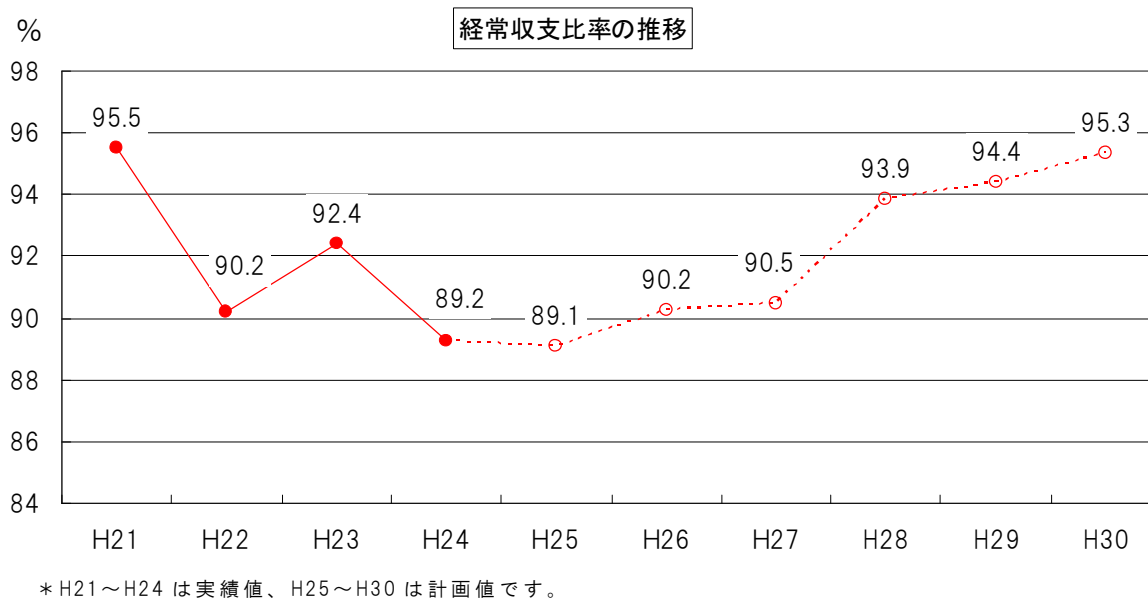
(単位:百万円)

	H 25(参考)	H 26	H 27	H28	H29	H30
義務的経費	12,380	12,330	12,136	12,496	12,468	12,680
人件費	6,592	6,761	6,608	6,840	6,496	6,544
退職金	432	528	576	840	672	744
扶助費	2,284	2,498	2,666	2,764	2,865	2,921
公債費	3,504	3,071	2,862	2,892	3,107	3,215
その他の経費	7,576	7,938	8,373	8,830	9,200	9,284
物件費	4,148	4,378	4,540	4,709	4,732	4,755
維持補修費	237	252	260	268	268	268
補助費等	768	796	875	1,001	1,251	1,262
繰出金	2,423	2,512	2,698	2,852	2,949	2,999
計	19,956	20,268	20,509	21,326	21,668	21,964
対前年度伸び率	-	101.6%	101.2%	104.0%	101.6%	101.4%

*H25 は 11 月時点の計画額です。

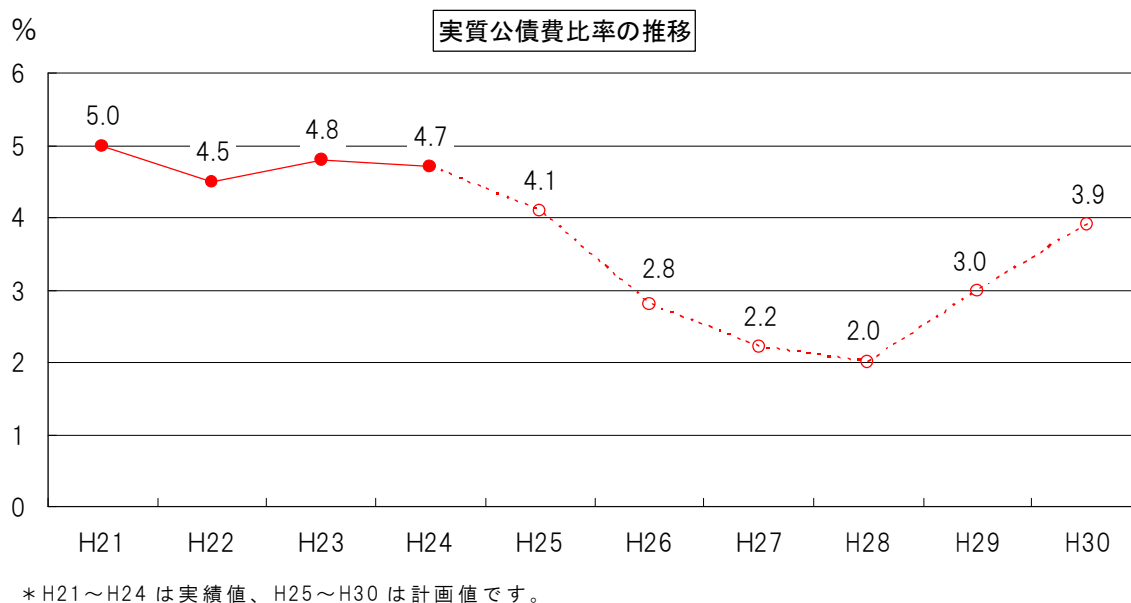
④ 経常収支比率

次に財政指標をみると、財政の弾力性を判断する経常収支比率では、平成 25 年度まで改善傾向にありましたが、平成 26 年度以降は収入が増えるものの、それ以上に介護や医療などの社会保障費の増加が見込まれることから、比率は上昇していく傾向にあります。特に平成 28 年度以降は一般会計から病院事業会計への負担金の影響から比率の悪化が見込まれます。



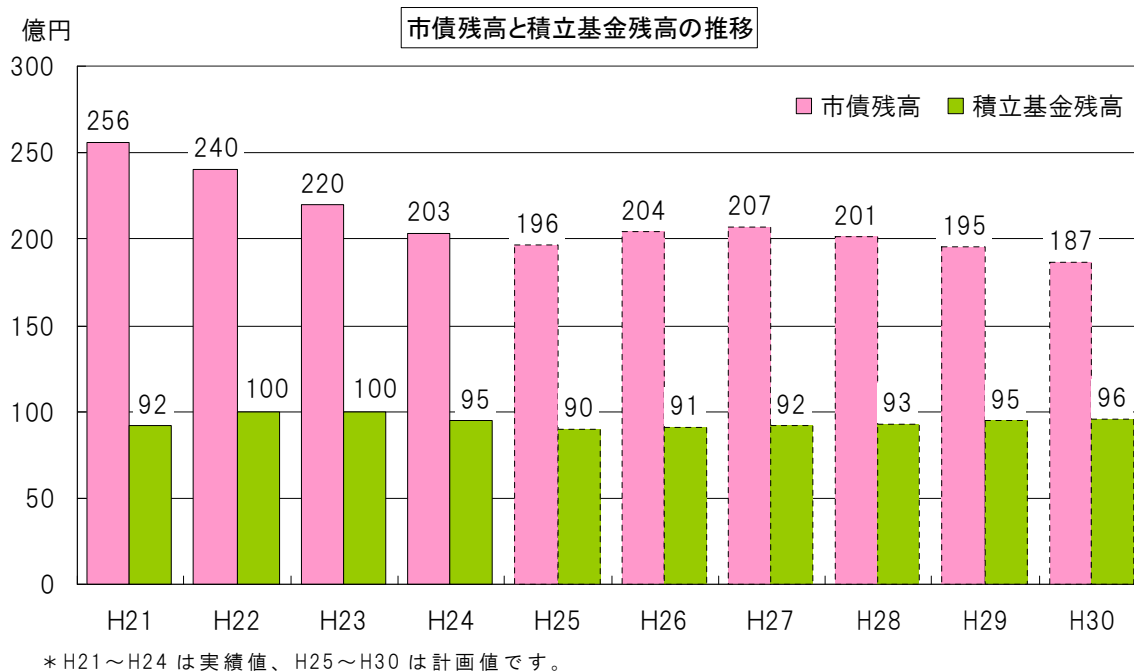
⑤実質公債費比率

収入に対して借金の返済額がどの程度の割合かを測る実施公債費比率については、平成 28 年度までは改善傾向にありますが、平成 29 年度以降は、病院事業会計の病院事業債の償還金が増えることから、毎年度 1.0 ポイント程度の上昇（悪化）が見込まれます。



⑥市債残高の推移

市債残高については、ここ数年建設事業費に係る市債の借入が減ってきていることや支払利子総額の縮減のため繰上償還を積極的に行っていることなどから、減少傾向にあります。ただし、平成 26、27 年度においては投資的経費の増大に伴う市債借入れの増加が見込まれることから平成 29 年度から一時的に増加し、その後減少すると見込んでいます。



6 総合計画の役割と位置付け

(1) 策定の目的

総合計画については、法的な策定義務が廃止されたものの、生駒市の将来のあり方を展望し、市民にまちづくりの中長期的なビジョンを示すとともに、総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すため、今後もまちづくりの基本指針として必要であると考えことから、引き続き策定することとします。

(2) 計画の役割と位置付け

従来は、計画体系の中で基本構想と基本計画の役割が明確ではありませんでしたが、次期総合計画からは、計画体系を整理し、基本構想を「生駒市のビジョン」、基本計画を「行政運営のプラン」と位置付け、それぞれの計画の役割を明確化します。

① 基本構想

基本構想は、地域を構成する市民、事業者、行政等全ての主体が共有する生駒市のまちの将来ビジョンを描くとともに、その将来ビジョンを実現するためのまちづくりの指針となるもので、地方公共団体が実現を目指す構想と位置付けます。そのことから、基本構想は、長期的な将来ビジョンとして、4年ごとの市長改選の影響を受けないものとしします。

② 基本計画

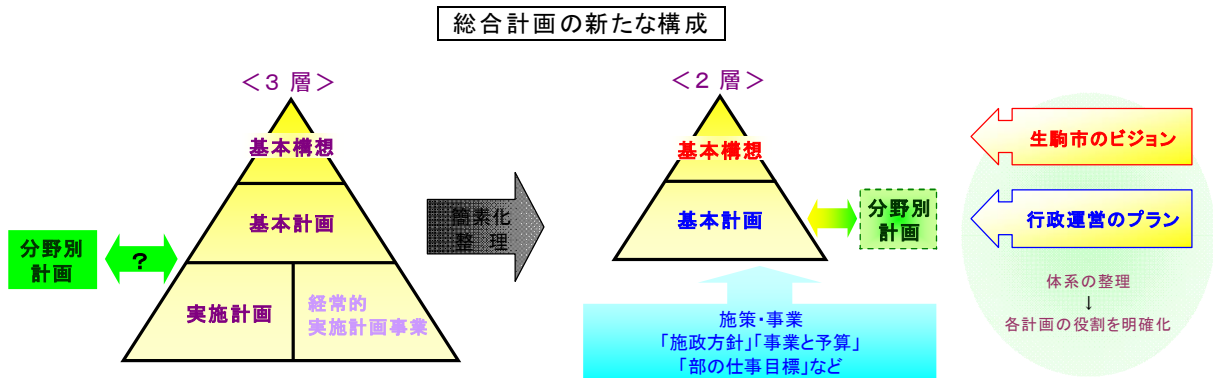
基本計画は、市長が任期の期間内において、基本構想に描かれた将来ビジョンを実現するために、行政分野ごとに目標とする目指す姿や行政が重点的に取り組む施策を示したもので、自治体経営を進める上で指針となる行政の取組計画と位置付けます。

総合計画	位置付け	役割
基本構想	生駒市のビジョン (地方公共団体が目指す構想)	市民、事業者、行政が協働してまちづくりを行う指針となるもの
基本計画	行政運営のプラン (行政が取り組む計画)	市長が任期中に基本構想で目指すまちづくりを進めるために、分野ごとに目標とするまちの姿や行政が重点的に取り組む施策を示したもの

7 総合計画の構成と計画期間

(1) 総合計画の構成

平成 26 年度以降の第 5 次総合計画は、急激に変化する社会経済状況に迅速かつ柔軟に対応できるように、従来の 3 層構成から 2 層構成に簡素化します。



構成を見直す主な理由は以下のとおりです。

- ①生駒市におけるまちづくりの最高規範である自治基本条例第 19 条第 1 項において、「基本構想及びそれに基づく基本計画を総合計画という。」と定義されていること。
- ②実施計画については、従来から一定の事業費以上の事務事業に限定して策定してきた計画であり、全分野をカバーする総合計画の最下層を構成する計画とはなっていない現状（28 分野／51 分野）にあったこと。
- ③基本計画の計画期間を後述のとおり 5 年から 4 年に短縮するにより実施計画の計画期間（3 年）と大部分が重複すること。
- ④社会経済状況の急激な変化に即応するため、より適宜適切なタイミングで事業を企画立案し、予算編成プロセスを簡素化し、実施に向けてスピーディに着手することで、事業実施までのコスト縮小（毎年度ローリング方式での策定に係る業務負担や時間的コスト）と事業成果を効果的に発揮できるよう、実施計画を廃止することとする。
- ⑤従来、分野別計画（都市計画マスタープランやハートフルプラン等）については、3 層の総合計画との関係性について明確でなかったが、実施計画の策定を取り止めることによって、自治基本条例第 19 条第 2 項に規定するとおり、基本計画に即して分野別計画を策定するようになり、分野別計画と基本計画の関係性を明確にすることができる。

なお、この構成の変更に伴い、これまで事業実施の可否を判断するために予算査定の前裁きとして機能してきた実施計画がなくなるため、代替の制度として、新規事業等について実施の可否を判断する行政内部の仕組みを新たに作って対応することとします。

(2) 計画期間

① 基本構想

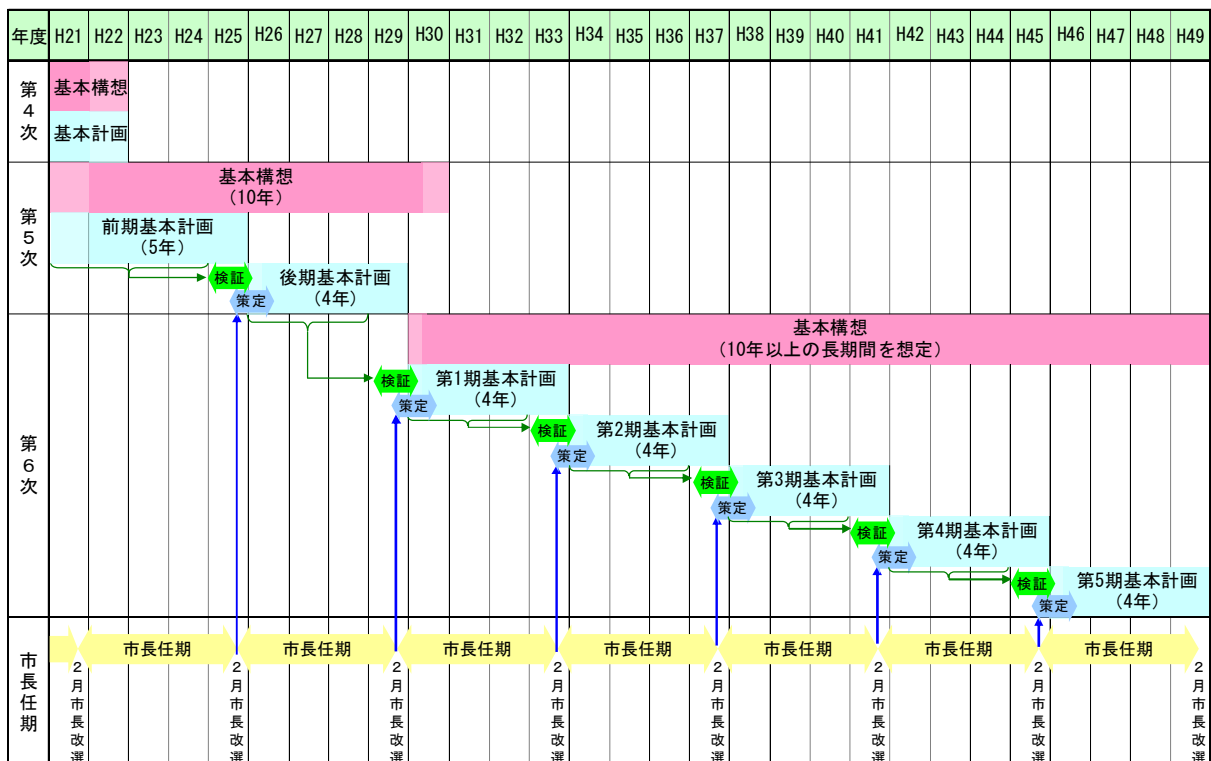
基本構想は、その役割を「生駒市のビジョン」と位置付けたことから、市長改選による計画の変更は生じにくいものとなり、長期に目指すまちづくりの方向性を示す普遍的な計画と位置付けられることから、計画期間については従来よりも長期に設定する（10年以上）など、次期構想の策定時に再検討することとします。

② 基本計画

基本計画は、その役割を「行政運営のプラン」と位置付けたことから、市長が掲げたマニフェストを計画に反映させることで、計画の実効性を高めるために、計画期間（行政サイクル）を市長任期（政治サイクル）に一致させて4年毎とします。

総合計画	計画期間	次期計画の期間
基本計画	4年	後期基本計画：平成26年度～平成29年度

総合計画の計画期間と市長任期の連動



8 後期基本計画の構成と進行管理

(1) 基本計画の構成

後期基本計画の策定に当たっては、前期基本計画を基本的に踏襲したスタイルとします。

ただし、これまで平成 22、23、24 年度の 3 年間進行管理を行った結果、「目指す姿」と「指標」の連動が不明確であったり、「役割分担」と「行政の取組」の対応が不完全であったりするなど、構成要素の互いの連動や関係性の整理が必要なことが分かりました。また、基本構想とともに基本計画についても議会の議決対象となったことから、項目を整理し、議決対象となる項目を明確にする必要が出てきました。

これらを踏まえ、市民により分かりやすい計画とするため、「目指す姿」「役割分担」「行政の取組」の 3 項目に絞ったシンプルな構成とします。

「目指す姿」については、アンケート調査の設問事項において、その実現度合いを測ることを前提として、4 年後の計画目標年度に実現を目指すまちの姿を「4 年後のまち」として具体的に分かりやすく示すこととします。

また、「役割分担」については、行政だけがまちづくりの主体ではなく市民、地域、事業者も協働してまちづくりに参画する役割があることを周知する意味で意義があること、また、市民 1 人からでも参画できることを示す必要があることから、「市民 1 人でできること」「市民 2 人以上でできること」「事業者でできること」に区分して明記します。行政の役割分担に該当するものについては、「行政の取組」の項目で示すこととします。なお、「行政の取組」については、4 年後のまちの実現に結び付く重点的に取り組む主な取組を掲載します。

<基本計画に掲載する項目> 議決対象

4 年後のまち	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等とまちづくりのイメージを共有するため、各分野における本市が 4 年後に実現を目指すまちの姿を示す。 ・アンケート調査の設問事項として実現度を測れるように、市民がイメージしやすく分かりやすい表現とする。 ・複数の要素を詰め込まないシンプルな内容とする。
市民等の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・各主体の区分は、行政以外の役割分担として「市民 1 人でできること」「市民 2 人以上でできること」「事業者でできること」で示す。 ・行政の役割分担については、行政の取組で示す。
行政の4年間の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間中に行政が実施する主な取組を示す。 ・「市民・地域活動等・事業者を支援する取組」と「行政が主体的に実施する取組」の区分廃止。

なお、「指標」については、事業レベルの具体的な指標を、施策の方向性を示す基本計画に掲載することは相応しくないと考えられること、また、各分野の進捗状況を測るために設定したものの、目指す姿の市民実感度と評価が乖離している分野が散見されるなど、必ずしも分野の進捗状況を象徴的に表せていないことから、基本計画には掲載し

ないものとしします。

しかしながら、計画を進行管理していく上で、定量的に比較するための指標が必要となることから、「現状と課題」と併せて、基本計画とは別に資料として示します。指標の掲載方法については、実績数値も含めてグラフ化したうえで掲載することとし、従来の「関連データ」の代替とします。指標以外に関連するデータがある場合は、巻末資料として掲載することとします。また、実施計画の廃止に伴って、行政が実施する「具体的な事業」を新たに資料として掲載することとします。

<資料として掲載する項目> 議決対象外

現状と課題	本市における現状と問題点、今後取り組んでいかなければならない課題を示す。
具体的な事業	実施計画の廃止に伴い、新たに行政の取組について具体的な事業や施策を掲載する。
指標	前期基本計画の指標を基本としつつ、進行管理が難しいアウトカム指標については、進捗状況を確実に評価できるアウトプット指標に入れ替えた上で、資料として掲載する。

(2) 基本計画のレイアウト

前期基本計画では、1分野あたりのページ数をA4版見開き2ページとしていましたが、後期基本計画においても、分かりやすい計画を目指すため、市民や職員が「見やすい計画書」という視点からも引き続きA4版見開き2ページとし、ページレイアウトを規格化することとします。

左ページは議会の議決対象となる「基本計画」部分とし、右ページは基本計画を補完する「資料」部分とします。

規格化に伴って、小分野ごとに掲載する項目は、「4年後のまち」は3つまで、「指標」は3つまで掲載するものとしします。また、「関連データ」に代わって、全ての指標について実績値と目標値をグラフ化して掲載するものとしします。

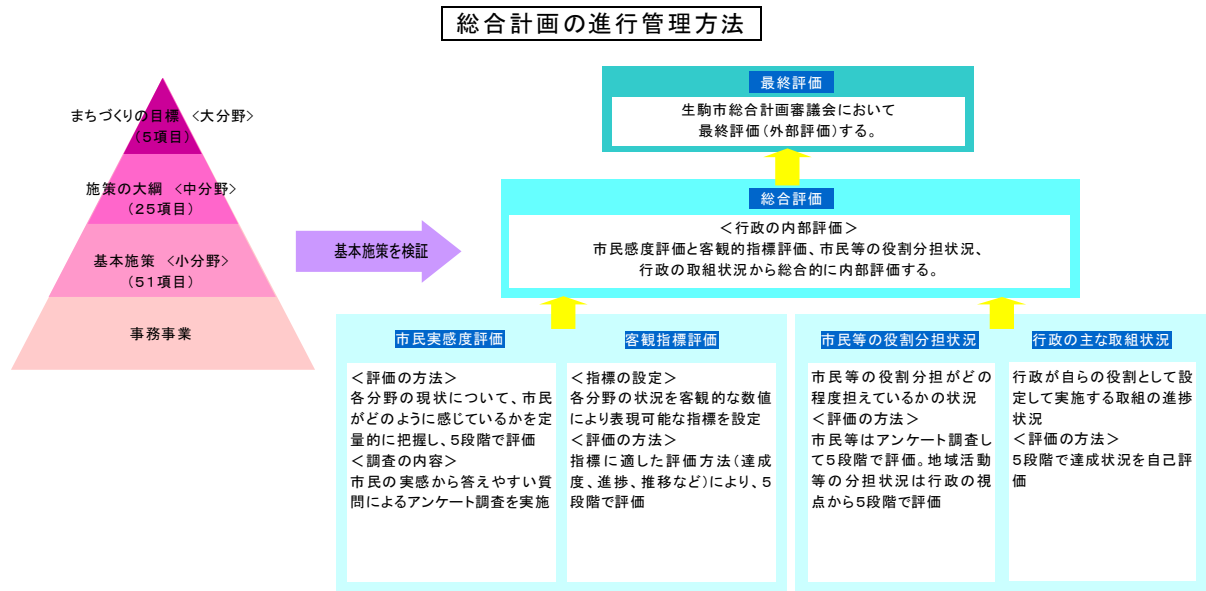
後期基本計画では、計画の進行管理を考慮して、行政の取組と指標等については担当課名を明記することとします。

(3) 基本計画の進行管理方法の明確化と見直し

後期基本計画については、本計画の着実な推進を図るため、前期基本計画と同様引き続いて、毎年度の予算編成前にPDCAサイクルによる進行管理（モニタリング）を行うこととし、計画の進捗状況を評価・検証するなどの運用管理方法を明確化しました。

第5次総合計画では、5の『まちづくりの目標』を掲げ、25の『施策の大綱』、51の『基本施策』を位置付けており、基本施策に508の取組を掲げていますが、進行管理を行うにあたっては、基本計画を構成する最も基本的な単位である51の基本施策について検証します。市民の視点から測る「市民実感度評価」と、定量的・客観的な「客観指

標評価」の 2 つを用い、客観、主観の両面から検証します。また、「行政の主な取組状況」と併せ、事前に行政内部で進捗状況を検証し、内部評価を実施します。その上で外部評価委員会（総合計画審議会）において内部評価や検証結果についてヒアリングを行い、今後の取組の方向性や審議からの意見を付した上で、各分野の進捗状況を最終評価します。



また、社会経済情勢の変化や時代の潮流に対処するとともに、まちづくりの成果にも適切に対応していく必要があることから、基本計画のモニタリングの実施によって、計画を見直す必要性が明らかになった場合には、必要に応じて計画の見直し（オルタレーション）を行えるよう、次期基本構想では、「計画の見直しにあたっての考え方」と「進行管理の方法」について予め明記しておくこととします。

9 総合計画の体系

基本理念

将来都市像

施策の体系



1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち

- (1) まちづくりにおける市民の参画と協働
 - ① 市民協働
 - ② 情報提供・情報公開
- (2) 地域活動・市民活動の活性化
 - ① 地域活動・市民活動
- (3) 人権の尊重
 - ① 人権
 - ② 男女共同参画
 - ③ 多文化共生
- (4) 健全で効率的な行財政運営の推進
 - ① 行政経営
 - ② 行政サービス
 - ③ 財政
 - ④ 職員・行政組織

2 子育てしやすく、だれもが成長できるまち

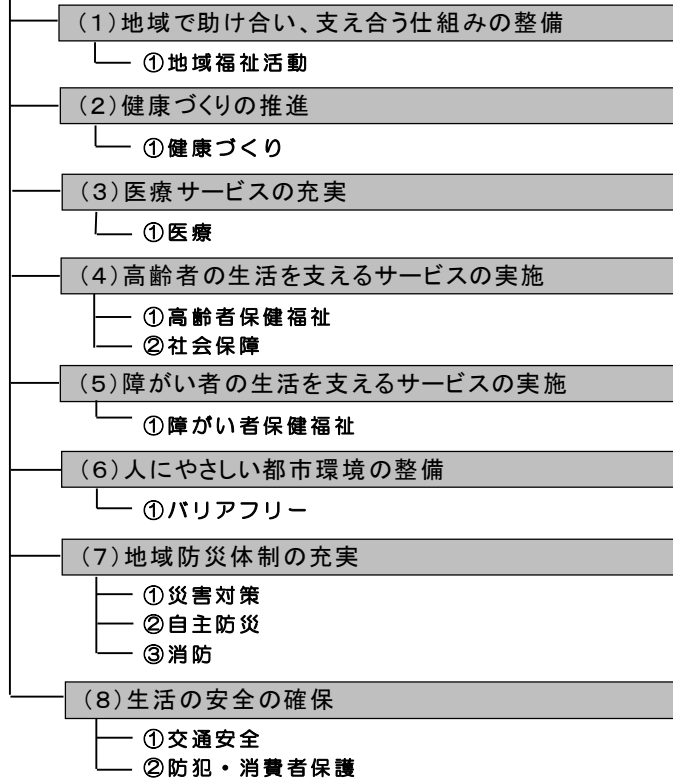
- (1) 子育て支援の充実
 - ① 母子保健
 - ② 保育サービス
 - ③ 子育て支援
- (2) 学校教育の充実
 - ① 幼稚園教育
 - ② 学校教育
 - ③ 特別支援教育
- (3) 生涯学習の推進
 - ① 生涯学習
 - ② 青少年
- (4) 文化・スポーツ活動の推進
 - ① 文化活動
 - ② 歴史・伝統文化
 - ③ スポーツ・レクリエーション

3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち

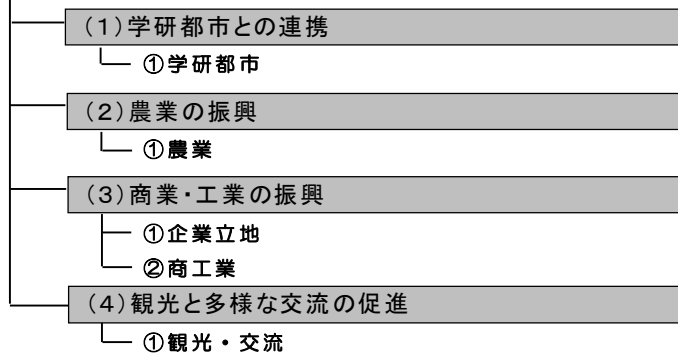
- (1) 適切な土地利用の推進
 - ① 土地利用
 - ② 住宅環境
 - ③ 拠点整備
- (2) 交通ネットワークの整備
 - ① 道路
 - ② 公共交通
- (3) 環境配慮社会の構築
 - ① 3R（リデュース・リユース・リサイクル）
 - ② 環境保全活動
- (4) 生活環境の整備
 - ① 生活排水対策
 - ② 公害対策
 - ③ 地域美化・環境衛生
 - ④ 上水道
- (5) 緑・水環境の保全と創出
 - ① 自然的資源
 - ② 公園・緑化

施策の体系

4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち



5 地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち



10 後期基本計画の見方

基本計画の構成

見開き左ページには、後期基本計画を掲載しています。後期基本計画では、分野ごとに4年後に実現を目指す具体的なまちの姿を目標として掲げ、かつ、目標に対する市民や事業者それぞれの役割と行政の取組を示し、どのような状態を目指しているのかが誰にとっても分かりやすいよう、以下の構成としています。

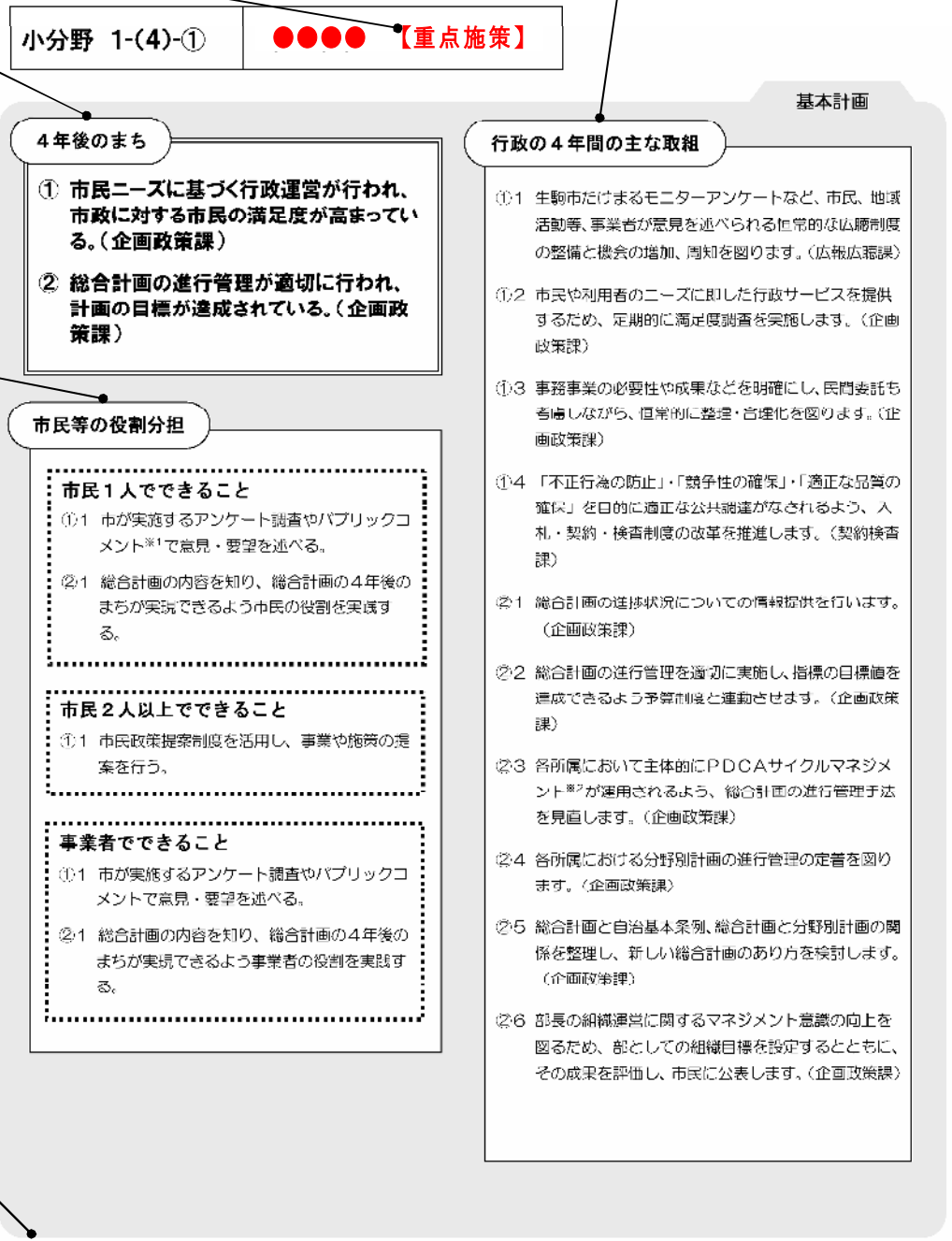
重点施策
後期基本計画において、重点的に取り組む施策として設定した分野を表しています。

行政の4年間の主な取組
後期基本計画の4年間での行政の主な取組を示しています。市長任期に連動させ、4年後のまちを実現するために、行政が自らの役割として主体的に実施する取組を示しています。

4年後のまち
市民や事業者、行政が共に4年後に実現を目指す将来の暮らしや、まちの姿、行動などを示しています。

市民等の役割分担
「4年後のまち」の実現に向けて、市民・事業者がそれぞれ果たすべき役割を示しています。市民の役割分担については、市民が1人からでもまちづくりに参加してもらえるように、1人でも取り組めること、市民がグループで参加できることに区分して示しています。

用語説明
分かりにくい用語について説明しています。



*1 パブリックコメント:市の基本的な計画や条例等の策定にあたり、その趣旨・目的・内容を公表し、それに対する市民からの意見・情報を受け、用いた意見の概要と市の考え方を公表する制度。市の基本的な計画や条例等の策定過程において市民が意見を述べる機会を保障するだけでなく、反映すべき意見については市の基本的な計画や条例等へ反映することで、その内容をよりよいものとするを目的とする。本市では生駒市パブリックコメント手続条例を平成20年4月から施行。

*2 マネジメントサイクル(PDCA):「計画(Plan)ー実施(Do)ー評価(Check)ー改善(Action)」という工程を継続的に繰り返すことにより、計画、実施後の結果を十分に検証し、改善策やさらなる次の施策の展開につなげる仕組みのこと。

資料の構成

見開き右ページには、後期基本計画に関する資料を掲載しています。資料では、各分野の現状や課題、今後4年間で行政が取り組む具体的な事業や、4年後のまちの実現度合いを測る指標を示し、基本計画を進行管理するために必要な項目を誰にとっても分かりやすいようグラフ等を用いて示しています。

現状と課題

生駒市における現状と問題点、今後取組んでいかなければならない課題を示しています。

小分野 1-(4)-①

行政経営 【重点施策】

現状と課題

市民ニーズが多様化・複雑化する一方で、地方分権の進展に伴い、自己責任・自己決定のもと、自主性と自立性をより高めた行政運営を行う必要があります。また、厳しい財政状況のもと、限りある行政資源を有効かつ効率的に活用し、効果的な行政経営を行うことが求められています。

本市では、タウンミーティングの開催、ききみみポスト^{※3}の設置やハブリックコメントの実施などにより、市民の意見・要望を把握し、反映させる仕組みの確立を図っています。総合計画の進行管理を行うための審議会においても、市民委員に参加してもらい、施策の達成状況や今後の方向性について意見を反映しています。

公共調達においては、事後審査型一般競争入札制度を始め、総合評価落札方式^{※4}や電子入札制度を導入し、公正・公平な契約制度の確立を図っています。

今後も各部署において、まちづくりの主体である市民の意見を反映させながら、計画や事業の進行管理を適切・明確に行うとともに、進行管理の検証結果や市民満足度調査を踏まえ、充実が望まれる分野について施策の重点化を図るなどの対応も必要になります。

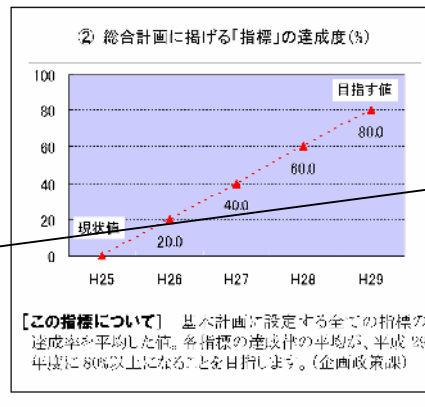
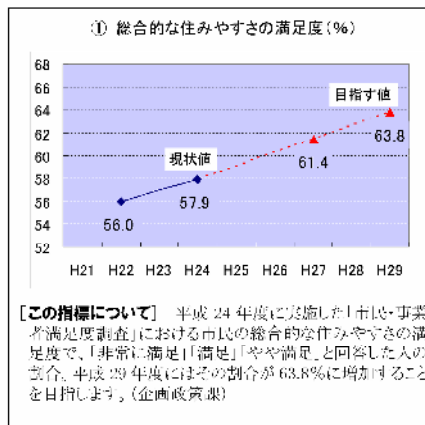
具体的な事業

- ①1 だけまるモニターの運用（広報広聴課）
- ①2 市民満足度調査（企画政策課）
- ①3 行政改革人綱後期行動計画の推進（企画政策課）
- ①4 入札・契約・検査制度の見直し（契約検査課）
- ②1 総合計画進行管理検証結果の公表（企画政策課）
- ②2 予算反映の仕組み構築（企画政策課）
- ②3 総合計画進行管理手法の改善（企画政策課）
- ②4 分野別計画の進行管理の促進（企画政策課）
- ②5 新総合計画策定事業（企画政策課）
- ②6 部の仕事目標の実施（企画政策課）

- 1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち
- (4) 健全で効率的な行政運営の推進

資料

指標



指標

「4年後のまち」の実現に向けて、その達成度合いを測る「ものさし」で、数値化が可能な指標として、その分野で代表的なものを設定しています。目指す値は市民、事業者、行政等が共に取り組むことで達成する値で、平成21年度から平成25年度までの実績値に対して、後期基本計画の目標年次である平成29年度の目指す値を示しています。（「増加」「減少」など、言葉で示している指標も一部あります。）

具体的な事業

行政の4年間の主な取組に掲げる項目に対応する具体的に実施を予定している事業名を示しています。ただし、ここに掲載する事業は、本計画策定時点で想定している予定事業であり、予算措置が整わないこと等により、事業が実施できない場合や事業名や事業内容等が変更となる場合があります。

関連する主な分野別計画

その分野に関連して策定・推進している個別の分野別計画を示しています。

※3 ききみみポスト：市民に対する意見を提案などを寄せ、広く市民意見箱のことで、身割りに利用される本庁の全ての公共施設に設置している。
 ※4 総合評価落札方式：従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れた者を落札者とする方式。

本章

後期基本計画

1

市民が主役となってつくる、参画と協働のまち

(1) まちづくりにおける市民の参画と協働

- ①市民協働
- ②情報提供・情報公開

(2) 地域活動・市民活動の活性化

- ①地域活動・市民活動

(3) 人権の尊重

- ①人権
- ②男女共同参画
- ③多文化共生

(4) 健全で効率的な行財政運営の推進

- ①行政経営
- ②行政サービス
- ③財政
- ④職員・行政組織

2

子育てしやすく、だれもが成長できるまち

(1) 子育て支援の充実

- ①母子保健
- ②保育サービス
- ③子育て支援

(2) 学校教育の充実

- ①幼稚園教育
- ②学校教育
- ③特別支援教育

(3) 生涯学習の推進

- ①生涯学習
- ②青少年

(4) 文化・スポーツ活動の推進

- ①文化活動
- ②歴史・伝統文化
- ③スポーツ・レクリエーション

3

環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、 住みやすいまち

- (1) 適切な土地利用の推進
 - ①土地利用
 - ②住宅環境
 - ③拠点整備

- (2) 交通ネットワークの整備
 - ①道路
 - ②公共交通

- (3) 環境配慮社会の構築
 - ①3R（リデュース・リユース・リサイクル）
 - ②環境保全活動

- (4) 生活環境の整備
 - ①生活排水対策
 - ②公害対策
 - ③地域美化・環境衛生
 - ④上水道

- (5) 緑・水環境の保全と創出
 - ①自然的資源
 - ②公園・緑化

4

いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち

(1) 地域で助け合い、支え合う仕組みの整備

① 地域福祉活動

(2) 健康づくりの推進

① 健康づくり

(3) 医療サービスの充実

① 医療

(4) 高齢者の生活を支えるサービスの実施

① 高齢者保健福祉

② 社会保障

(5) 障がい者の生活を支えるサービスの実施

① 障がい者保健福祉

(6) 人にやさしい都市環境の整備

① バリアフリー

(7) 地域防災体制の充実

① 災害対策

② 自主防災

③ 消防

(8) 生活の安全の確保

① 交通安全

② 防犯・消費者保護

5

地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち

- (1) 学研都市との連携
 - ①学研都市

- (2) 農業の振興
 - ①農業

- (3) 商業・工業の振興
 - ①企業立地
 - ②商工業

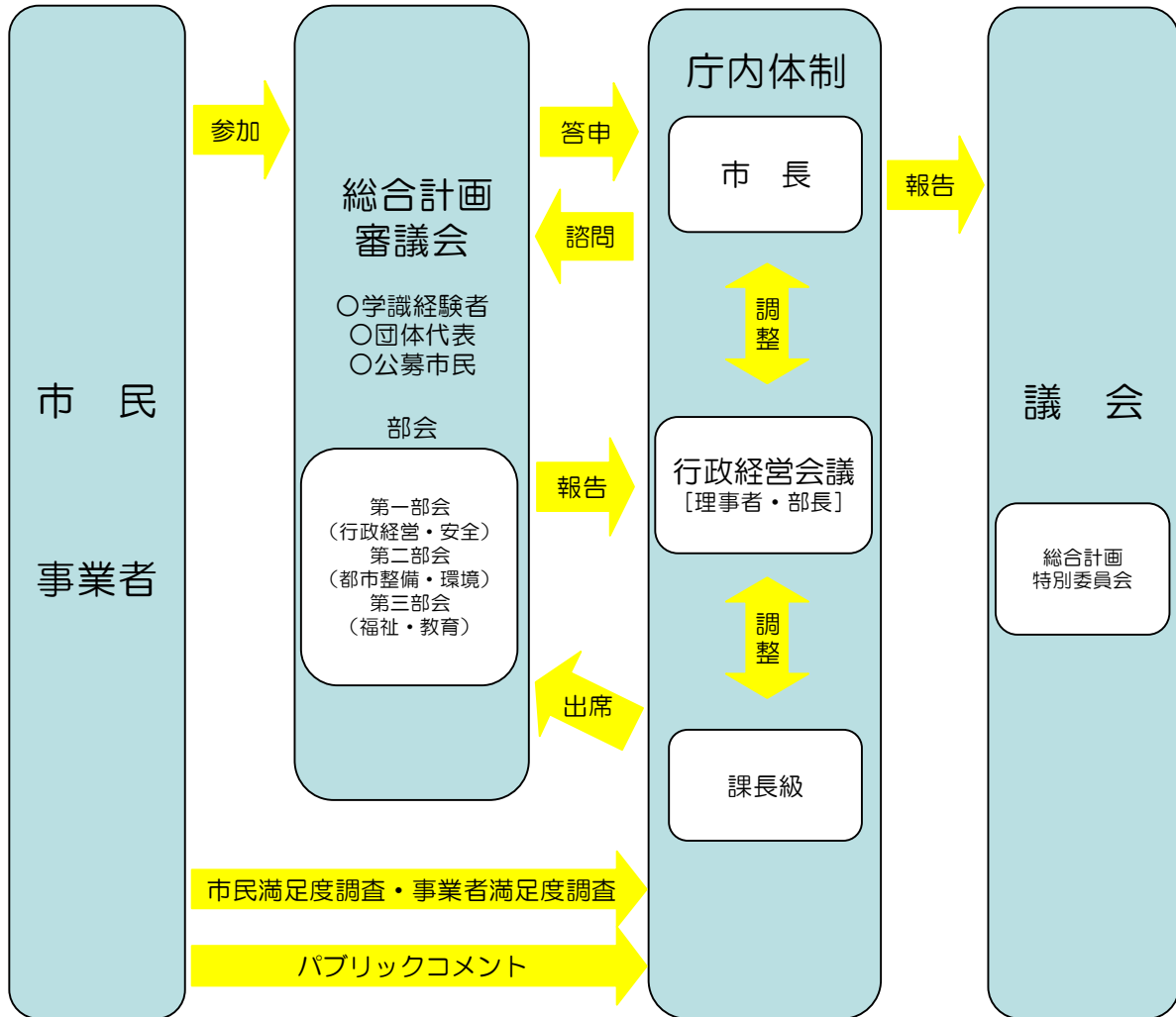
- (4) 観光と多様な交流の促進
 - ①観光・交流

巻 末 資 料

- 1 総合計画後期基本計画策定体制図
- 2 総合計画後期基本計画策定経緯
- 3 生駒市総合計画審議会条例
- 4 生駒市総合計画審議会委員名簿
- 5 生駒市総合計画についての諮問
- 6 生駒市総合計画についての答申
- 7 生駒市総合計画基本構想の概要
- 8 関連データ

1 総合計画後期基本計画策定体制図

総合計画後期基本計画 策定体制図



2 総合計画後期基本計画策定経緯

(P139～P141)

3 生駒市総合計画審議会条例

(P142)

4 生駒市総合計画審議会委員名簿

(P143)

5 生駒市総合計画についての諮問

(P144)

6 生駒市総合計画についての答申

(P145～P146)

7 生駒市総合計画基本構想の概要

1 基本理念

本計画に基づくまちづくりを実現する上で、あらゆる分野において常に踏まえるべき共通の考え方を、次のとおり定めます。

(1) 市民主体のまちづくり

まちづくりの主体は市民です。市民主体のまちづくりの基本ルールを定めた生駒市自治基本条例等に基づき、あらゆる分野における、市民の参画、市民・事業者・行政の協働を推進します。

(2) 自助・共助・公助

身近な暮らしに関わるまちづくりにおいては、まず「自助」（自分自身が行う）、次に「共助」（周囲や地域が協力する）、そして「公助」（行政が支援し、補完する）という考え方を基本とします。

(3) 持続可能な都市経営

少子・高齢化の進行、増え続ける社会保障経費、厳しい財政状況、地球環境問題の深刻化など、これまでの様々なシステムの持続可能性を大きく揺るがす変化が本市を取り巻いています。こうした変化に対応するため、既存の方法を不断に見直し、次世代へ引き継ぐための持続可能な都市経営を行います。

2 生駒市の将来都市像

生駒市は緑豊かな自然環境に恵まれながら、大都市へのアクセスが優れた交通利便性の高い、関西を代表する良好な住宅都市として発展してきました。

今後は、この住宅都市という基本的な方向性をしっかりと受け継ぎながら、少子・高齢化、さらには人口減少社会の到来や、地球環境問題の深刻化、安全・安心への不安の高まりという厳しい社会環境においても、いつまでも住み続けたいと思えるまちを築いていきたいと考えています。

まちづくりの主役は市民です。本市には様々な能力や経験をもった市民がたくさんおられます。市民自治の原点に立ち返って、市民の力や地域の活動をまちづくりの推進力とし、人と人がつながることによって、安全・安心、教育や環境など様々な場面で「ぬくもりあふれるまち」を築いていくことを目指します。また同時に、大都市近郊にあり、学研都市

に位置づけられているという本市の立地を活かしながら、市内の経済活動の活性化を図り、さらにワークライフバランスの観点にも配慮しつつ、若者や子育て・勤労世代にとって魅力のある「活力あふれるまち」を築いていくことを目指します。そして、可能な限り将来世代に負担を積み残さず、無駄を省き、資源を大切に持続可能なまちづくりを進めていきます。

このような考え方から、本市の将来都市像を次のように掲げます。

【将来都市像】

市民が創る めくもりと活力あふれるまち・生駒

さらに、この将来都市像を実現するために、まちづくりの目標を次のように定めます。

【まちづくりの目標】

- I 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち
- II 子育てしやすく、だれもが成長できるまち
- III 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち
- IV いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち
- V 地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち

3 施策の大綱

1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち

(1) まちづくりにおける市民の参画と協働

まちづくりのすべての分野において、施策・事業の計画段階から実施段階に至るまで、様々な市民参画の機会を確保するとともに、市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、積極的に関わることで、協働によるまちづくりを推進します。また、情報公開の推進により、市民との情報共有を図りながら、透明性の高い行政運営を行います。

(2) 地域活動・市民活動の活性化

誰もが身近に感じられ、気軽に、楽しく参加できる自治会をはじめとした地域コミュニティ活動を促進し、ずっと住み続けたいと思う地域社会をつくります。また、まちづくりの担い手として期待されるボランティア、NPO団体などの多様な市民活動を支援します。

(3) 人権の尊重

すべての市民の人権を保障するため、人権教育・人権啓発、人権相談などの充実により、人権尊重のまちづくりを推進します。また、男女共同参画社会を実現するため、家庭や地域、職場等のあらゆる分野において男女の共同参画を推進するとともに、多文化が共生し、外国人も安心して暮らせる環境を整備します。

(4) 健全で効率的な行財政運営の推進

市民の参画と協働による行財政改革を進め、各種財政指標の維持・改善を図りながら、健全で計画的・効率的な行財政運営を行うとともに、効果的な投資の見極めを行い、施策の成果を意識した行政サービスを提供します。また、職員の意識改革や能力向上を推進します。

2 子育てしやすく、だれもが成長できるまち

(1) 子育て支援の充実

生駒の地域社会を担う子どもたちの健やかな成長と子育てを支援するため、母子保健医療サービス、保育サービス等の充実とともに、家庭の子育て力を高めるため、啓発、情報提供、相談事業等を実施します。また、地域全体で子育てをしていく体制づくりを促進します。

(2) 学校教育の充実

情報化、国際化などの社会経済環境の変化に対応し、子どもたち一人ひとりの個性と能力が発揮されるよう、よりきめ細かい学校教育を実現するため、家庭や地域の住民・団体との連携を図りつつ、幼稚園・小学校・中学校における学校教育の充実を図ります。

(3) 生涯学習の推進

市民が生涯を通じて学び、成長することができるまちを目指して、活動の基盤となる公共施設の利便性を高めるとともに、社会経済環境の変化に対応した学習事業の充実、市民の自発的な学習活動を支援します。

(4) 文化・スポーツ活動の推進

市民力を活かした個性豊かな文化の創出と「ふるさと生駒づくり」に向け、市民のニーズに応じた多様な文化活動の支援、文化財などの伝統文化の継承を図るとともに、市民が生涯健康で活力ある生活が送れるよう、スポーツ・レクリエーション活動を振興します。

3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち

(1) 適切な土地利用の推進

地域の状況に応じた適切な土地利用を進め、自然とバランスよく調和した良好な住環境の維持・形成を図っていきます。また、生駒駅前北口再開発地区をはじめとした利便性の高い地区については、土地の高度利用を図ります。

なお、学研高山地区第2工区については、「自然環境との共生」を軸とした適切な土地利用の配置・誘導に努めます。

(2) 交通ネットワークの整備

本市の地理的条件や交通基盤の整備状況を勘案し、総合的な観点から市内交通網の整備、幹線交通網とのネットワーク化やバス等の公共交通機関の充実を進めるとともに、身近な生活道路の整備を進め、市民の利便性の向上を図ります。

(3) 環境配慮社会の構築

地球温暖化をもたらすエネルギーの削減や新たなエネルギーの利活用など、環境への影響を配慮した資源循環型社会の構築を目指し、市民・事業者・行政が、自ら学び、責任を自覚し、行動を変えていきます。また、廃棄物の減量化・再使用・再資源化を進めるとともに、廃棄物の適切な処理を行います。

(4) 生活環境の整備

快適な生活環境を支える汚水処理施設（公共下水道、合併処理浄化槽）の計画的な整備、生活排水対策による河川の水質改善を図るとともに、生活環境保全のため、地域の状況に応じた公害対策や美化の推進を図ります。また、水道事業の健全かつ効率的な経営を行います。

(5) 緑・水環境の保全と創出

本市が緑豊かな住宅都市であり続けるために、山地や樹林、河川などの自然的資源を保全・活用し、次世代に引き継ぐとともに、新たな緑化により緑を創出し、市民と行政の協働により花と緑と自然のまちづくりを進めます。

4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち

(1) 地域で助け合い、支え合う仕組みの整備

市民の様々な福祉的なニーズに対応していくため、地域内のコミュニケーションを活

発化し、ボランティアや地域コミュニティや市民団体が連携することにより、相互扶助の精神を基本とする地域福祉基盤を強化します。

（２）健康づくりの推進

すべての人が健康的な生活習慣を確立し、いつまでも健康で暮らせるよう、学校との連携、地域における自主的な活動の促進によって、各年齢層に応じた健康づくり活動や健康教育の充実を図るとともに、健康診査など疾病予防対策の充実を図ります。

（３）医療サービスの充実

少子化や高齢化等を背景として求められる医療ニーズに対応するため、政策医療を担う地域の中核的な病院の設置、地域の医療機関等の連携体制の強化により、地域完結型の医療体制^{※2}を構築するとともに、24時間体制の救急医療の充実を図り、誰もが安心して受けられる医療サービスを提供します。

（４）高齢者の生活を支えるサービスの実施

高齢者がいつまでも生き生きと暮らしていくことができるよう、介護保険などの社会保障制度に基づく様々なサービスを実施します。また、高齢者の生活を支える持続可能な保健福祉サービスの運用を行います。

（５）障がい者の生活を支えるサービスの実施

ノーマライゼーションを基本理念とし、障がい者が地域社会で暮らしていくことができるよう、障がい者（児）保健福祉サービスを実施するとともに、様々な社会活動への参画機会の充実を図ります。

（６）人にやさしい都市環境の整備

高齢者や障がい者をはじめ、すべての人にやさしいまちをつくるため、公共施設、道路、公共交通機関などにおけるバリアフリー化を推進します。また、できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザイン（ユニバーサルデザイン）に配慮したまちづくりを推進します。

（７）地域防災体制の充実

道路・河川の整備、ライフラインの強化、公共施設などの耐震化等により災害に強いまちづくりを推進し、広域的な連携により効率的・効果的な消防体制の確保を図るとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えに基づき、自主防災会などの地

域住民と防災関係機関の連携による地域防災体制を構築します。

(8) 生活の安全の確保

市民の安全な生活を確保するため、地域住民と関係機関の連携によって、交通安全対策、地域防犯対策、通学安全対策の充実を図るとともに、消費者の暮らしを守るための施策等の推進を図ります。

5 地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち

(1) 学研都市との連携

学研都市の地区があるという本市の特性を活かし、奈良先端科学技術大学院大学や研究機関と連携しつつ、学術研究機能の集積を進め、知的資源を活かした特色あるまちづくりを推進します。

(2) 農業の振興

大都市近郊農業としての生産機能と農地の保水・緑地機能としての役割を考慮しながら、「地産地消」の推進などによって特色ある農業の振興を進めます。また、市民農園の運営などにより、地域住民との連携を図ります。

(3) 商業・工業の振興

地域経済の活性化や市内の就業機会の増加を図るため、大都市圏へのアクセス性や学術研究機関等が集積する学研都市の優位性を活かしながら、企業の積極的な誘致を推進するとともに、既存工業の活性化、商業の振興に取り組みます。

(4) 観光と多様な交流の促進

様々な歴史文化資源や大都市近郊で自然に恵まれた環境を活用し、これら資源のネットワーク化やPR活動の強化により、市の内外に広く情報発信を行い、観光の振興と市民レベルの多様な交流を促進します。

8 関連データ

各小分野において関連するデータについて、前期基本計画で掲載したデータの平成 21 年度から平成 24 年度までの実績値を示しています。

小分野 No.	関連データ	関連データの説明	H21	H22	H23	H24	担当課
111	市政に関心を持つ市民の割合 (%)	市民満足度調査における一般市民の市政への関心度の割合。	—	62.6	—	61.7	市民活動推進課
112	ホームページへのアクセス件数(件)	生駒市公式ホームページのトップページへの年間アクセス件数。	1,074,237	1,075,503	1,083,740	1,160,072	情報政策課
121	自治会加入率 (%)	自治会加入世帯数 / 総世帯数(住民基本台帳登録世帯数+外国人登録世帯数)	83.65	82.75	81.94	81.38	市民活動推進課
131	人権教育地区別懇談会の開催数 [累計](回)	暮らしの中で人権が尊重できるまちづくりを目指して、平成 14 年度から始まった各自治会別に開催する人権教育地区別懇談会の累計回数。	125	155	174	195	人権施策課
132	男女共同参画プラザへの相談件数(件)	男女共同参画プラザで受ける女性の日常生活上の心配ごとや悩みごとに関する相談件数。	612	716	657	811	男女共同参画プラザ
133	外国人人数(人)	住民基本台帳に登録されている外国人人数(旧制度の外国人登録の登録者数)	961	1,015	1,027	1,049	市民課
141	総合的な住みやすさの満足度 (%)	市民満足度調査における一般市民の総合的な住みやすさの満足度で、「非常に満足」「満足」「やや満足」と回答した人の割合。	—	56.0	—	60.8	企画政策課
142	市民サービスコーナーの利用率 (%)	市民課が取り扱う窓口業務に対する市民サービスコーナー(7箇所)の利用割合。	23.5	23.9	21.5	19.1	市民課
143	経常収支比率 (%)	市の財政構造の弾力性を表す財政指標で、数値が低いほど弾力性が高いことを表します。	95.5	90.2	92.4	89.2	財政課
144	市の職員数(人)	4月1日現在の常勤の一般職の職員数(臨時・嘱託職員を除く。)	907	875	861	848	人事課
211	乳幼児健診受診率 (%)	乳幼児健診(3か月児・7か月児・12か月児・1歳6か月児・2歳6か月児・3歳6か月児)の平均受診率。	92.9	93.7	92.9	94.3	健康課
212	保育所待機児童数(人)	保育所入所申込者のうち、保育所に入所できなかった児童数。	151	180	205	226	こども課
213	ファミリー・サポート事業の利用件数(件)	ファミリー・サポート事業の年間の延べ利用件数。	1,222	1,095	1,234	2,305	こども課
221	市立幼稚園園児数(人)	市立幼稚園の全園児数。(5月1日現在)	1,751	1,735	1,741	1,759	教育指導課

小分野 No.	関連データ	関連データの説明	H21	H22	H23	H24	担当課
222	市立小中学校の児童・生徒数(人)	市立小中学校の全児童・生徒数。(5月1日現在)[上段]合計[中段]小学校[下段]中学校	10,005 7,052 2,953	10,123 7,159 2,964	10,229 7,141 3,088	10,372 7,164 3,208	教育総務課
223	特別支援学級の学級数(学級)	小中学校における特別支援学級の学級数(5月1日現在)	57	64	63	64	教育総務課
231	図書貸出冊数と市民1人当たりの図書貸出冊数(冊)	図書の年間貸出冊数と市民一人当たりの貸出冊数(年間貸出冊数/総人口)。	133.0 11.1	135.3 11.3	132.8 11.0	130.6 10.8	図書館
232	青少年の健全育成についての満足度(点)	市民満足度調査における一般市民の青少年の健全育成の満足度。	—	48.0	—	46.1	生涯学習課
241	市民の成果発表事業の参加者数(人)	毎年秋に実施する市民文化祭(自主学習グループフェスタ、リベラルコンサート、いこま寿大学祭、演劇鑑賞会など)の延べ参加者数。	12,254	11,912	10,874	11,576	生涯学習課
242	地域のまつり・伝統芸能などの保存継承に参加している人の割合(%)	市民満足度調査における一般市民の「地域の祭り・伝統芸能などの保全継承」に「よく参加している」「時々参加している」と回答した人の割合。	—	31.8	—	32.0	企画政策課
243	市内体育施設の利用者数(人)	市が主催する市民体育祭、市民体育大会、スポーツ教室などの参加者数。	528,274	849,810	929,821	911,603	スポーツ振興課
311	土地の地目別面積の割合(%)	土地の地目別面積の割合 [上段]山林[中上段]宅地 [中下段]田畑[下段]その他	33.1 34.3 24.0 8.6	33.1 34.7 23.9 8.3	33.0 34.8 23.8 8.4	33.1 34.9 23.4 8.6	課税課
312	一般世帯の1世帯あたりの住宅延床面積(m ²)	国勢調査における一般世帯の1世帯あたりの住宅延床面積。(平成22年度国勢調査からは床面積別の世帯数を集計)	(H17) 109.0 m ²	(H22) 0~29 m ² 2,752 世帯 30~49 m ² 2,885 世帯 50~69 m ² 5,280 世帯 70~99 m ² 11,465 世帯 100 m ² 以上 21,853 世帯			総務課 (国勢調査)
313	生駒駅前北口市街地再開発事業の区域図	生駒駅前北口市街地再開発事業の区域図					地域整備課
321	市道の舗装率	全市道のうち舗装されている市道の割合。	82.6	82.9	82.9	83.0	管理課
322	公共交通機関の1日平均利用者数(人)	鉄道とバスの1日平均利用者数。[上段]鉄道[下段]バス	51,538 27,006	51,188 26,657	50,802 26,071	50,816 26,109	近畿日本鉄道、奈良交通

小分野 No.	関連データ	関連データの説明	H21	H22	H23	H24	担当課
331	一般家庭の一人 一人あたりのごみ の排出量(g)	一般家庭から出される一人 一人あたりのごみの排出 量。	625	621	604	612	環境事業 課
332	出前講座の受講 者数(人)	市職員等が実施する環境に ついての出前講座の受講者 数。	400	1,027	2,287	1,375	環境政策 課
341	下水道普及率 (%)	総人口に対する下水道整備 区域内人口の割合。	57.3	58.9	60.7	62.2	下水道推 進課
342	公害相談件数 (件)	市民から寄せられる騒音、 振動、悪臭などの公害に関 する年間の相談件数。	44	35	24	25	環境政策 課
343	不法投棄の回収 件数(件)	不法投棄防止パトロールに て回収した廃棄物の件数。	300	370	358	299	環境事業 課
344	1人1日平均配水 量(リットル)	給水人口1人の1日あたり の平均配水量。1日平均配 水量/給水人口で算出され る。	295	297	290	287	総務課 (水道)
351	河川における BOD測定値 (mg/l)	竜田川及び富雄川の市境に おけるBODの測定地。[上 段]竜田川[下段]富雄川	6.7 2.9	5.8 1.9	4.9 2.2	5.0 2.7	環境政策 課
352	市民一人あたりの 都市公園等の面 積(m ²)	総人口に対する都市公園及 び都市公園以外の公共施 設緑地面積等の割合。	19.7	19.6	19.5	19.7	公園管理 課
411	高齢者サロン等 の数(箇所)	ボランティア等が主体となっ て運営する、高齢者が地域 で気軽に集えるサロンの数。	32	36	38	42	高齢福祉 課
421	食育に関心のない 市民の割合 (%)	「食育に関するアンケート調 査結果」において、「食生活 にはあまり関心がない」と回 答した人の割合。[上段]成 人[中段]中高生[下段]小 学生	(H19) 7.9 23.4 15.5	—	—	(H24) 8.0 17.0 14.1	健康課
431	かかりつけ医療機 関(件)	「新病院の整備に関する市 民アンケート調査」における かかりつけ医療機関の病院 別の件数と入院する医療機 関の病院別の件数	(H19) 市内の診療所 656 市内の病院 347 市内の大規模病院 197 市外の診療所 128 奈良市内の病院 130 県内の病院 76 大阪府内の病院 153 京都府内の病院 19 その他の病院 15 特に決めていない 47 未記入 15			—	病院建設 課
	急病・重病の際、 入院する医療機 関(件)	「新病院の整備に関する市 民アンケート調査」における 急病・重病の際、入院する 医療機関の病院別の件数	(H19) 市内の病院 188 市内の大規模病院 215 奈良市内の病院 140 県内の病院 137 大阪府内の病院 172 京都府内の病院 13 その他の病院 10 特に決めていない 201 未記入 100			—	病院建設 課

小分野 No.	関連データ	関連データの説明	H21	H22	H23	H24	担当課
441	介護予防等の事業実施回数(回)	市、地域活動団体及び民間事業者による健康づくり、生きがいくり、介護予防等の事業実施数。	492	479	540	595	介護保険課
442	生活保護の被保護者数等(人・%)	被保護者数と生活保護率。 [上段]被保護者数[下段]生活保護率	688 5.75	767 6.38	812 6.71	839 6.93	保護課
451	障がい者数(手帳保持者)(人)	身体・知的・精神障がい者の人数。[上段]身体[中段]知的[下段]精神	3,228 499 278	3,324 516 312	3,399 536 345	3,550 553 381	障がい福祉課
461	バリアフリー歩道の整備の推移[累計](m)	バリアフリー化された歩道延長の推移。	24,967	25,860	26,530	26,530	土木課
471	住宅耐震診断補助棟数[累計](棟)	一般の住宅に対して耐震診断の補助を行った棟数。	347	372	422	456	建築課
472	自主防災組織の組織率(%)	市全体の世帯数に対する自主防災会のある地域の世帯数の割合。	62.9	80.9	84.2	86.1	危機管理課
473	年間火災発生件数(件)	建物のほか、林野や車両などの火災発生件数。	24	40	33	25	予防課
481	交通事故の発生件数(件)	人身事故及び物損事故の年間の発生件数。[上段]合計[中段]人身事故[下段]物損事故	2,602 2,259 343	2,375 2,054 321	2,415 2,100 315	2,757 2,467 290	生活安全課
482	刑法犯罪発生件数(件)	生駒警察署において強盗や傷害、詐欺などの刑事犯罪の発生があったと認めた件数。【生駒警察署(暦年件数)】	918	906	775	651	生活安全課
511	学研都市区域内におけるイベントの後援回数(件)	学研都市区域内で開催されるイベントに対して後援した件数	5	4	5	4	地域整備課
521	遊休農地の面積(アール)	現在耕作されておらず、今後も耕作される見込みのない農地の面積。	10,955	10,384	10,670	10,015	経済振興課
531	市内製造業の事業所数(箇所)・従業員数(人)	従業員が4人以上いる市内製造業の事業所数[上段]と従業員数[下段]。	114 2,556	110 2,489	113 2,525	-	奈良県「工業統計調査」
532	小売業販売額(億円)と市民1人当たりの小売業年間販売額(万円)	小売業年間販売額[上段]と市民1人当たりの小売業年間販売額(小売業年間販売額/総人口)[下段]	(H19) 933 79.6	-	-	-	奈良県「商業統計調査」
541	観光地の来訪者数(万人)	本市の主要な観光地(宝山寺、生駒山上遊園地、くろんど池キャンプ場、生駒山麓公園、高山竹林園)の来訪者数。	169.8	164.0	162.0	164.0	経済振興課



■ 生駒市総合計画後期基本計画

市民が創る めくもりと活力あふれるまち・生駒
(平成26年6月)

編集・発行 生駒市 企画財政部 企画政策課
〒630-0288 生駒市東新町8番38号
電話：0743-74-1111 (代表)

.....
公式ホームページ <http://www.city.ikoma.lg.jp/>

(この冊子は、再生紙を利用しています。)